

厚生労働省  
千葉労働局発表  
平成29年7月4日

【照会先】千葉労働局職業安定部  
職業安定課長 藤澤俊一  
職業安定課長補佐 神子真二  
地方職業指導官 藤田義幸  
電話 043-221-4081

報道関係者各位

## 東総地域初！ユースエール認定企業を認定

～若者の採用・育成に積極的な優良中小企業を

厚生労働大臣が認定～

千葉労働局（局長 塚本勝利）では、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（以下「若者雇用促進法」）に基づき、下記の企業に対しユースエール認定しました。

ユースエール認定制度は、平成27年10月1日施行の若者雇用促進法によって創設された、若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況などが優良な中小企業が、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、認定マークを広告、商品、求人広告などに使用でき、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。また、都道府県労働局やハローワークによる重点的なマッチング支援、助成金の加算措置などを受けることができます。

社会福祉法人 光福社会 ひかり保育園（旭市）

※平成29年5月26日付け

業 種：保育園

常時雇用労働者数：16人



【認定マークの解説】

若葉の形は、若者がやる気に満ちあふれ、腕をふるう姿を、赤い丸はその活力を意味し、若い力で日本の活力を上昇させていくイメージを表現しました。

【愛称（ユースエール）の解説】

若者（youth）を応援する（yellをおくる）事業主というイメージを表現しました。

### 【認定通知書交付式について】

日 時：平成29年7月10日（月）10時00分から

場 所：千葉労働局 局長室

（千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎2階）

※取材、撮影可。下記【参考】2により事前連絡をお願いします。

<認定企業一覧> (平成 29 年 5 月 31 日現在)

企 業 名	業 種	常時雇用労働者数 (申請時)
アシザワ・ファインテック株式会社 (習志野市)	製造業	121 人
株式会社イーエスケイ (木更津市)	情報サービス業	65 人
株式会社ヌーヴェルゴルフ倶楽部 (大網白里市)	ゴルフ場	58 人
株式会社こどもの木 (浦安市)	児童福祉施設 (保育園)	22 人
社会福祉法人康和会 (船橋市)	介護老人福祉施設	93 人
アイリープロダクト株式会社 (習志野市)	イベント運営事業	15 人
我孫子つくし野病院 (我孫子市)	医療業	70 人
社会福祉法人下総会 (成田市)	介護事業	88 人
よみうりスポーツ株式会社 (市原市)	ゴルフ場	56 人
社会福祉法人 光福社会 ひかり保育園 (旭市)	児童福祉施設 (保育園)	16 人

<認定基準>

以下 12 項目の認定基準を全て満たす中小企業 (常時雇用する労働者が 300 人以下の事業主) であれば、認定企業となることができます。

1	学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
3	右の要件をすべて満たしていること <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること</li> <li>・直近 3 事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が 20% 以下</li> <li>・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が 20 時間以下かつ、月平均の法定時間外労働 60 時間以上の正社員が 1 人もいないこと</li> <li>・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均 70% 以上又は年間取得日数が平均 10 日以上</li> <li>・直近 3 事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が 1 人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が 75% 以上</li> </ul>
4	右の青少年雇用情報について公表していること <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近 3 事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数</li> <li>・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容</li> <li>・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数 (男女別)、役員・管理職の女性割合</li> </ul>
5	過去 3 年間に認定企業の取消を受けていないこと
6	過去 3 年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと
7	過去 3 年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと
8	過去 1 年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
9	暴力団関係事業主でないこと
10	風俗営業等関係事業主でないこと
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと

参考

1 認定通知書交付式の内容

- (1) ユースエール認定企業 認定通知書の交付
- (2) 記念撮影
- (3) 千葉労働局長との懇談会

2 取材連絡について

認定通知書交付式の取材は、別添「取材連絡票」を千葉労働局まで F A X 送付により、事前連絡をお願いいたします。(事前連絡がなくとも当日の取材は可能)

# 取材連絡票

職業安定課 若年雇用対策係 FAX : 043-202-5140

会社名	
取材担当者 連絡先	担当者  TEL  FAX
認定企業への インタビュー希望	有 ・ 無
放映・発表予定日等	(日) 平成29年 月 日頃  (時間) 午前・午後 時 分頃  番組名・紙面等の予定 ( )  未定
交付式以外での 取材希望その他 連絡事項	

## 【取材についての問い合わせ先】

千葉労働局職業安定部職業安定課 若年雇用対策係  
電話043-221-4081